

京大生逮捕について（４）

【ご質問】（投稿日：2017年11月25日）

今回の逮捕容疑は公務執行妨害であると報道されている。しかし、国立大学は法人化されたので、大学業務の妨害が「公務」執行妨害にあたるとは言えないはずだ。本件を告発（≠告訴）する際、この点についてあなた方はどのように考えていたのか？

【回答】（回答日：2017年12月6日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

刑罰法規の適用について、大学は答える立場にありません。